

# 行 政 法



ゼロ塾

著作権者 ゼロからの宅建・公務員塾

無断複製・無断転載等を禁じます。

Copy right©2011 ゼロ塾 ALL RIGHTS RESERVE

## Ⅱ 行政事件訴訟法

### 1 視点

⇒事後

### 2 民事訴訟法との関係

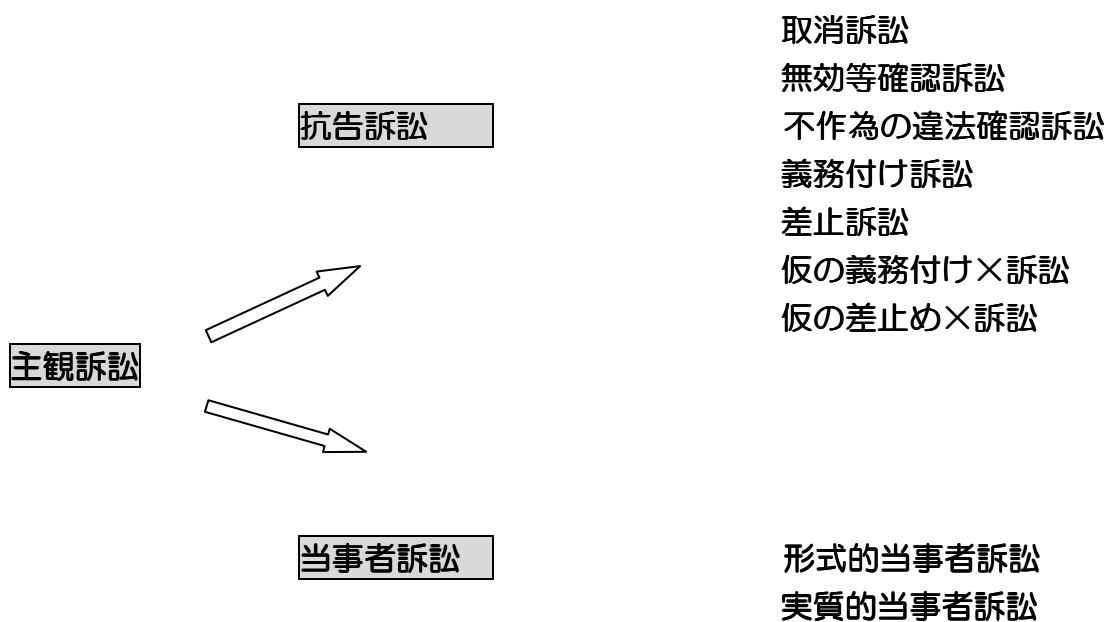
行政事件訴訟法に定めがない事項は民事訴訟法が適用される（行訴法 7 条）

民事訴訟法と異なり「対世効」（第三者効）あり（行訴法 32 条）

職権証拠調べ（行訴法 24 条）

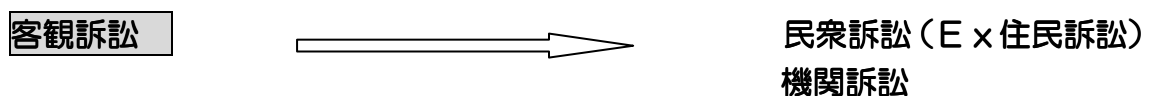
執行不停止の原則（行訴法 25 条）

### 3 体系



※仮の～ は訴訟でないが認められているのは？

→民事保全上の仮処分が排除されているから（行訴法 44 条）



## IV 行政不服審査法

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二条 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの（以下「事実行為」という。）が含まれるものとする。

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づき申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう

### 1 視点→事後

### 2.行政事件訴訟法との比較

決定（処分庁）と裁決（処分庁以外）

行政による自己統制（×裁判所）

違法だけでなく不当も審査 Ok

執行不停止の原則（不服法 34 条）

審査請求期間、異議申立期間はともに処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。審査請求は天災その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。